

府中市立府中第八中学校における 災害時の登下校に関する対応について【改訂版】

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

近年、台風や大雨、大雪等による災害が全国各地で発生していることを踏まえ、本校では、教育委員会の方針に基づき、児童・生徒の生命及び安全の確保を最優先に、災害時の登下校に関する対応を見直しました。本資料は、台風等の風水害、大雪、地震、雷等が発生した場合の学校の基本的な対応をまとめたものです。

保護者の皆様におかれましては、内容を御確認いただくとともに、災害発生時には、学校からの連絡内容を御確認の上、児童・生徒の安全確保に御協力くださいますようお願いいたします。

1 災害時の対応早見表

区分	事象・情報	基本的な対応方針
台風等の風水害	暴風警報・暴風特別警報 (府中市に対する気象庁の発表)	臨時休業又は登校時刻の変更
	レベル3大雨警報 (府中市に対する気象庁の発表)	原則として通常登校 ※状況により臨時休業又は登校時刻の変更
	レベル4大雨危険警報以上 (府中市に対する気象庁の発表)	臨時休業又は登校時刻の変更
	警戒レベル3 高齢者等避難(府中市が発令) 警戒レベル4 避難指示(府中市が発令)	河川氾濫・土砂災害対象区域※は臨時休業等 ※対象区域については「4」を参照
	気象防災速報等(線状降水帯、記録的な大雨等) (府中市に対する気象庁の発表)	状況により臨時休業、又は登校時刻の変更
雪害	大雪注意報(府中市に対する気象庁の発表)	原則として通常登校
	大雪警報・大雪特別警報(府中市に対する気象庁の発表)	臨時休業又は登校時刻の変更
地震	震度5弱以上の地震	自宅待機又は安全な場所へ避難
その他	雷注意報(府中市に対する気象庁の発表)	原則として通常登校
	熱中症特別警戒アラート(環境省の発表)	発表の翌日は臨時休業
	公共交通機関の計画運休等	状況により臨時休業又は登校時刻の変更

学校の対応は、気象庁が府中市に対して発表する情報、府中市が発表・発令する情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等を総合的に判断して決定します。

2 学校からの連絡(暴風・大雨・河川氾濫・土砂災害・大雪・気象防災速報等の発生時)

(1)基本的な方針

児童・生徒の生命及び安全の確保を最優先とし、気象庁が発表する情報、府中市が発表・発令する情報、河川の状況、通学路の状況及び公共交通機関の運行状況等を総合的に判断して対応を決定します。

臨時休業や登校時刻の変更等については、原則として当日の気象状況等を踏まえて判断します。ただし、翌日の登校時間帯に大きな影響が生じる可能性が高い場合は、前日に判断することがあります。

(2)当日の判断

- ① 気象庁及び府中市が発表・発令する情報等とともに、当日の気象状況等を確認し、教育委員会が対応を判断します。
- ② 学校は、原則として午前6時30分以降に保護者の皆様へ連絡します。

(3)前日に判断する場合

- ① 台風の接近、大雨、大雪、公共交通機関の大規模な計画運休等により、翌日の登校に大きな影響が生じる可能性が高い場合は、教育委員会が前日に対応を決定します。
- ② 学校は、保護者の皆様へ速やかに連絡します。
- ③ 前日に臨時休業又は登校時刻の変更等を決定した場合は、その内容が最終決定となります。この場合、当日の朝に改めて同じ内容の連絡は行いません。

(4)連絡方法

- ① 学校からの連絡は、スマート連絡帳、学校ホームページにより行います。
- ② 災害時には、通信障害やアクセス集中によりスマート連絡帳による連絡が届きにくくなる場合があります。学校ホームページ及び府中市教育委員会ホームページも併せて御確認ください。
- ③ 登校後、学校から学校待機の連絡があった場合は、安全が確認されるまで無理に迎えに来ることはせず、学校からの連絡をお待ちください。

(5)学校からの連絡の確認について

スマート連絡帳の緊急通知は、登録されたメールアドレスへ配信され、メールから内容を確認することができます。メールで内容を確認した場合には、学校で確認状況を把握できるよう、スマート連絡帳にログインし、通知内容の確認(既読)に御協力ください。

学校では、未確認となっている御家庭に対して、必要に応じて電話連絡を行う場合があります。

3 暴風・大雨への対応

(1)暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合

学校から、臨時休業又は登校時刻の変更等について連絡します。

(2)レベル3大雨警報が発表された場合

本市ではレベル3大雨警報が発表された場合も、原則として通常登校とします。ただし、道路冠水、通学路の安全、公共交通機関の運行状況等を踏まえ、臨時休業又は登校時刻の変更等を行う場合があります。

(3)レベル4大雨危険警報以上が発表された場合

学校は、臨時休業又は登校時刻の変更等について連絡します。

(4)登校後に警報等が発表された場合

- ◆ 学校は児童・生徒の安全を最優先に対応します。
- ◆ 学校は、気象状況や通学路の安全を確認し、下校時刻の繰上げ、学校待機、安全な場所への避難又は保護者等への引渡し等を行います。学校待機としている場合は、無理に迎えに来ることはせず学校からの連絡をお待ちください。

4 多摩川の増水、土砂災害への対応

(1)多摩川の水位上昇

- ◆府中市が警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した場合、浸水想定区域内の学校は臨時休業となります。
- ◆上記以外の学校は、原則として通常登校としますが、浸水想定区域に居住する児童・生徒については、無理に登校せず保護者等と安全な場所へ避難してください。
- ◆府中市が警戒レベル4「避難指示」を発令した場合、全ての市立小・中学校を臨時休業とします。

情 報	対 象	対 応
警戒レベル3 高齢者等避難(府中市が発令)	浸水想定区域内13校※1	臨時休業
	上記以外20校	原則、通常登校
警戒レベル4 避難指示(府中市が発令)	全 33 校	臨時休業

※1 浸水想定区域内の13校

府中第三小学校、府中第八小学校、住吉小学校、矢崎小学校、小柳小学校、南白糸台小学校、四谷小学校、南町小学校、日新小学校、府中第三中学校、府中第六中学校、府中第八中学校、府中第九中学校

(2)土砂災害

- ◆府中市が警戒レベル4「避難指示」を発令した場合、土砂災害(特別)警戒区域に含まれる学校は臨時休業となります。
- ◆上記以外の学校では原則として通常登校としますが、土砂災害(特別)警戒区域に居住する児童・生徒については、無理に登校せず保護者等と安全な場所へ避難してください。

情 報	対 象	対 応
警戒レベル4 避難指示(府中市が発令)	対象2校※2	臨時休業
	上記以外31校	原則、通常登校

※2 対象となる2校：府中第五小学校、府中第十小学校

5 気象防災速報等への対応

線状降水帯の発生、記録的な大雨等に関する気象庁の情報が発表された場合は、状況に応じて臨時休業又は登校時刻の変更等の対応を行います。

6 大雪への対応

- ◆大雪注意報の場合は、原則として通常登校とします。
- ◆大雪警報又は大雪特別警報が発表された場合は、臨時休業又は登校時刻の変更等を行います。
- ◆登校後に降雪が強まった場合は、児童・生徒の安全確保を最優先に、下校時刻を早める場合があります。また、状況によっては学校待機又は保護者等への引渡しを行う場合があります。

7 地震への対応

(1)在宅中に震度5弱以上の地震が発生した場合

学校から連絡があるまで、自宅待機又は安全な場所へ避難してください。

(2)登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ◆ 自宅又は学校の近い方へ避難してください。
- ◆ 自宅や学校へ戻ることが困難な場合は、文化センター等の公共施設、被害の少ない商店、子ども緊急避難の家など、人が集まり安全を確保できる場所へ避難してください。

(3)登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ◆ 学校は児童・生徒の安全を確保し、保護者等への引渡しを行います。
- ◆ 保護者等が迎えに来るまで、児童・生徒は学校で待機します。

(4)休日、夜間等に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ◆ 休日、夜間等に震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校施設、通学路等の安全確認の状況を踏まえ、翌日以降の教育活動の実施について、学校から連絡をします。

- ◆ 大規模地震発生時には、通信障害により学校からの連絡が届かない場合があります。府中市で震度5弱以上の地震が発生した場合には、学校からの連絡の有無にかかわらず、お子様の引き取りをお願いします。
- ◆ 在宅中のお子様の安全確保をお願いします。大規模地震発生後、学校は教育活動の再開等に必要な範囲で、お子様や御家族の被災状況、避難先等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

8 雷への対応

- ◆ 雷注意報のみを理由として臨時休業又は登校時刻の変更は行いません。
- ◆ 下校時に落雷のおそれがある場合は、安全が確認されるまで学校で待機します。なお、必要に応じて保護者へ連絡します。

9 熱中症特別警戒アラートの対応

- ◆ 熱中症特別警戒アラートが発表された翌日は、学校は臨時休業となります。
- ◆ 学校は、教育委員会からの連絡を受け、発表当日中にスマート連絡帳及び学校ホームページにより保護者へ連絡します。
- ◆ 熱中症警戒アラートの発表では臨時休業となりません。

10 公共交通機関の計画運休等への対応

公共交通機関の計画運休等の情報だけで直ちに臨時休業とはなりません。ただし、教職員の出勤が著しく困難となり、児童・生徒の安全確保や教育活動の実施が難しいと判断される場合には、臨時休業又は登校時刻の変更等を行うことがあります。

11 保護者による登校見合わせの判断について

教育委員会(学校)が通常登校と判断した場合であっても、保護者の判断で登校を遅らせたり、自宅待機させたりする場合は、欠席又は遅刻として取り扱わないなど配慮することができます。その際は、学校へ御連絡ください。

(参考)

- 気象庁ホームページ
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 気象庁「新たな防災気象情報について(令和8年~)」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>
- 府中市教育委員会ホームページ
<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kyoiku/index.html>